

令和3年（2021年）小平市市民学習奨励学級第2回

「『熟議民主主義』による一步進んだ民主主義」

2021/10/23

早稲田大学大学院社会科学研究科博士後期課程
（都市計画における民主的制度と手法に関する研究）
福地 健治

本日の構成

第1部 「熟議民主主義」とは？

第2部 プラーヌクスツェレ (Planungszelle)の事例

第3部 国内で正当性のあるPZを実現するには

第4部 日本における最近の住民投票について（石川県輪島市を事例として）

第1部 「熟議民主主義」 とは

デモクラシー(democracy)なのに なぜ「民主主義」なの？

キーワード

市民参加 多数決 エリート 少数意見の尊重 責任（授託者、授任者） 国民主権
王政（monarchy） 貴族政(aristocracy) 寡頭(oligarchy)

吉野作造の「民本主義」

私たちが最も心がけるべきことは、
今現在正しいとされることを守り続けることよりも、
常により正しいことを追求する向上的な態度をもつこと
でなければなりません。



(写真) 読売新聞オンライン

「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」 中央公論 (1916)

「熟議」とは？

キーワード

話し合い 対話 討論 討議 意思疎通 合意形成の手続き（方法）妥協
デリバレーション（deliberation）

「熟議」の定義

「市民のひとりひとりが議論において対立する意見を真剣に吟味することである。

次の五つの項目により、熟議の質を論じることができる。」

1. **情報**—争点に関すると思われる十分に正確な情報がどれほど参加者に与えられているか
2. **実質的バランス**—ある側、またはある見地から出された意見を、
反対側がどれほど考慮するか
3. **多様性**—世間の主要な立場が議論の中で参加者にどれほど表明されているか
4. **誠実性**—参加者がどれほど真摯に異なる意見を吟味するか
5. **考慮の平等**—参加者のすべての意見が、どの程度、誰が発言者かということではなく
その論点自体により検討されているか

熟議民主主義の実効性を高めるには…

熟議民主主義とは、市民生活に影響を与える課題に対し、より多くの一般市民が参加し、相互に自由な意見を、十分に交わしあう。その過程を経て、合意形成の果実である結論を導き出すことだとおもいます。

でも、その課題について十分話し合うに足るだけの正しい「情報」や「知識」を、参加市民が平等に持っていなければ、実のある話し合いにはならないでしょう。

そして、参加者が課題にたいして関心の高い人だけであっては、客観的な結論を導きだすことはできません。

年齢、性、居住地に偏りがあってもうまくいかないでしょう。

第2部 プラークヌクスツェレ (Planungszelle)

Planungszelle(プラーヌクスツェレ)とは？

Planungszelle（以下PZと略記）は 1971年、ブッパータール大学（Bergische Universität Wuppertal）の**ディーネル（Peter.C. Dienel）教授**によって開発・提唱された市民参加による課題解決の手法。

日本では「**計画細胞会議**」と訳される。

アメリカの「**市民陪審**」（**Citizens Juries**）も同じ1971年に開発されたが
参加者を無作為抽出で選出する方法をシステムとして発表したのはP Zが嚆矢。

ドイツ国内でこれまで80を超えるプロジェクトの実績。

テーマは、個別具体性を有する都市計画を中心に、交通、エネルギー問題、環境政策、労働・余暇・麻薬・外国人移民の統合など多岐にわたる（篠藤 2006）。

ブッパータール大学はディーネル教授が所長となり「民主主義と市民参加の研究所」
(Institut für Demokratie und Participationsforschung(IDPF))を設立。

現在はリーツマン教授が所長となりドイツ連邦・自治体からPZの運営を委託されている。

【参考】

篠藤明德（2006）「まちづくりにおける新しい市民主義ードイツのプラーヌクスツェレの手法ー」イマジン出版

Citizens Juriesに関しては<https://www.cndp.us/about-us/how-we-work/>

福地健治,卯月盛夫,Anja Beniko Lorenz（2021）「ドイツにおけるプラーヌクスツェレの現状と課題に関する考察ーブッパータール大学リーツマン教授へのインタビューから」都市計画報告集No20 都市計画学会

P Z 1 0 の原則

- ① **解決が必要な、真剣な課題**に対して実施する。
- ② 参加者は住民台帳から**無作為抽出**する。
- ③ 参加者は**報酬**を得て一定期間、参加（4日間が標準）する。
- ④ **中立的独立機関**が実施機関となり、プログラムを事前に決定する。
- ⑤ 一つの計画細胞会議は原則25名で構成し、複数実施（最低4細胞）する。
一つの計画細胞会議には2名の進行役がつく。
- ⑥ **専門家、利害関係者から情報提供**を受ける。
- ⑦ 約5名の小グループがメンバーチェンジしながら参加者のみで討議を繰り返し、グループでの決定を行う。
- ⑧ 「市民鑑定」という形で報告書を作成し、参加した市民が正式な形で首長に渡す。
- ⑨ **一定の期間（普通は約1年）後、首長および議会は市民鑑定の内容の実現状況について応答する責任を負う。**
- ⑩ どこの場所でも自由に、また、同時に実施できる。

無作為抽出のメリット

- ・ 関心の高い人たちのみの参加を避ける
- ・ 特定の社会的背景や教育水準に偏らない
- ・ サイレントマジョリティの参加を高める
- ・ 利害関係団体の大きな影響を受けにくい

プランクスツェレの方法とデザイン

無作為抽出（100人）

PZ1(25)

PZ2(25)

PZ 3 (25)

PZ4(25)

90分×15コマのワークユニット

専門家によるレクチャー 1

専門家によるレクチャー 2

全体会議

P Z ごとに小グループ分け

グループ 1
(4~6人)

グループ 2

グループ 3

グループ 4

グループごとの提言

全体会議

「市民鑑定書」として議会に提出

情報涵養・
見聞

情報の提供に十分な時間をかける

討論・
課題抽出

投票・
重点課題の抽出

メンバーをランダムに
組み替えながら
このプロセスを繰り返す

【参考】

ブッパータール大学「民主主義および市民参加研究所」
HP掲載の図に筆者加筆

PZは古代アテネの民主制を基礎として開発された

古代アテネにおける民主制

民会（エクレシア）：アテネ民主制の最高議決機関。月に4回実施。

参加資格：「**市民**」は誰でもこの集会に参加し発言する権利を持ち、一人一票の投票権を行使。

（ただし在留外人・奴隷・女性には参政権はない）

定足数規定：特別に厳正を要する議案の決議には6,000の定足数が必要

採決：挙手ではなく無記名秘密投票。

陶片追放（オストラキスモス）決議：年に1度民会にて決議

【参考】

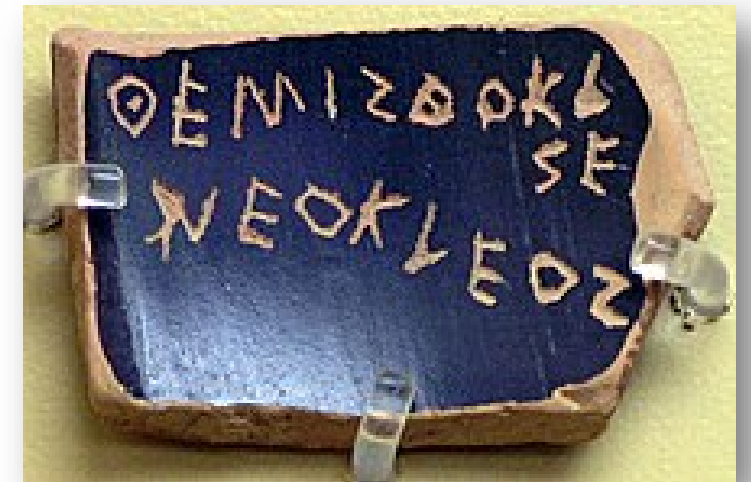
ペーター・C・ディーネル 篠藤明德 [訳] (2012) 「市民討議による民主主義の再生」 イマジン出版
橋場 弦(2016) 「民主主義の源流 古代アテネの実験」 講談社

アリストテレス「アテナイ人の国制」 （「アリストテレス全集19」） 橋場弦 訳, 岩波書店 (2014)

陶片写真「ウィキペディア」 <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%99%B6%E7%89%87%E8%BF%BD%E6%94%BE>



プニュクスの丘 写真：朝日新聞デジタル



投票された陶片

古代アテネとルネサンス期における政治的道具としての抽選制

	アテネ Klèrotèrion	ヴェネチア Ballotta	フィレンツェ Imborsazione
時代	B.C.462-322	1268-1797	1328-1530
目的	・政治的平等を促進すること ・可能な限り多くの市民を統治に参加させること	・最高職任命の際、貴族間の対立を回避すること	・競合する派閥間の対立を回避する
有資格者	30,000～60,000人の市民 (全住民の10～24%)	600～1600人の評議員 (100,000～135,000人の住民の0.6%～1.2 %)	7,000～8,000人の市民 (90,000人の住民の7～9%)
抽選	主要な統治機関の任命の際	最高職の任命の際	主要な統治機関の任命の際
	・五百人評議会	・ドージェ選挙委員会の編成	・立法評議会
	・民衆裁判所(6,000人)		・執政府(シニョリーア)
	・執政官(600人)		・各種委員
手順	1. 自薦	1. 大評議会	1. 同業組合または一族による推薦
	2. 抽選	2. 10段階の抽選と選挙(交互)	2. 官選
	3. 弁明	3. ボール玉を使用した抽選	3. 抽選
			4. 除外
入替	1年後(再任は1回限り)	—	迅速な入替
			兼職禁止
選挙	要職の任命の際	ドージェ任命の際、選挙制と抽選制の併用	官選制
	・10人の軍事司令官		
	・90人の要職		

抽選制（無作為抽出）について

アリストテレス

「民主主義国家の基本原理は自由である。

…自由の特徴の一つは、人々が順番に被治者になり統治者になることである」

『政治学』 山本光雄 訳 岩波書店

モンテスキュー

「抽籤による選挙は民主政の本質にかなうものだ」

「抽籤は誰をも傷つけない選出の方法であって、各市民にいつかは祖国の役に立つことができるというもっともな希望を与える」

『法の精神』 野田良之ほか訳 岩波書店

ルソー

「行政官の職は利益ではなくして、重い負担であって、これをある個人にではなく他の個人に課するのは正当なことではありえない。

ただ法だけが、クジに当たった人にこの負担を課することができる。なぜなら、この場合には条件はすべての人にとって平等であり、誰が選ばれるかは一切の人間の意志と無関係であるから、法を特定の人（ある個人）に適用しても、それは法の普遍性を決してそこなわないからである」

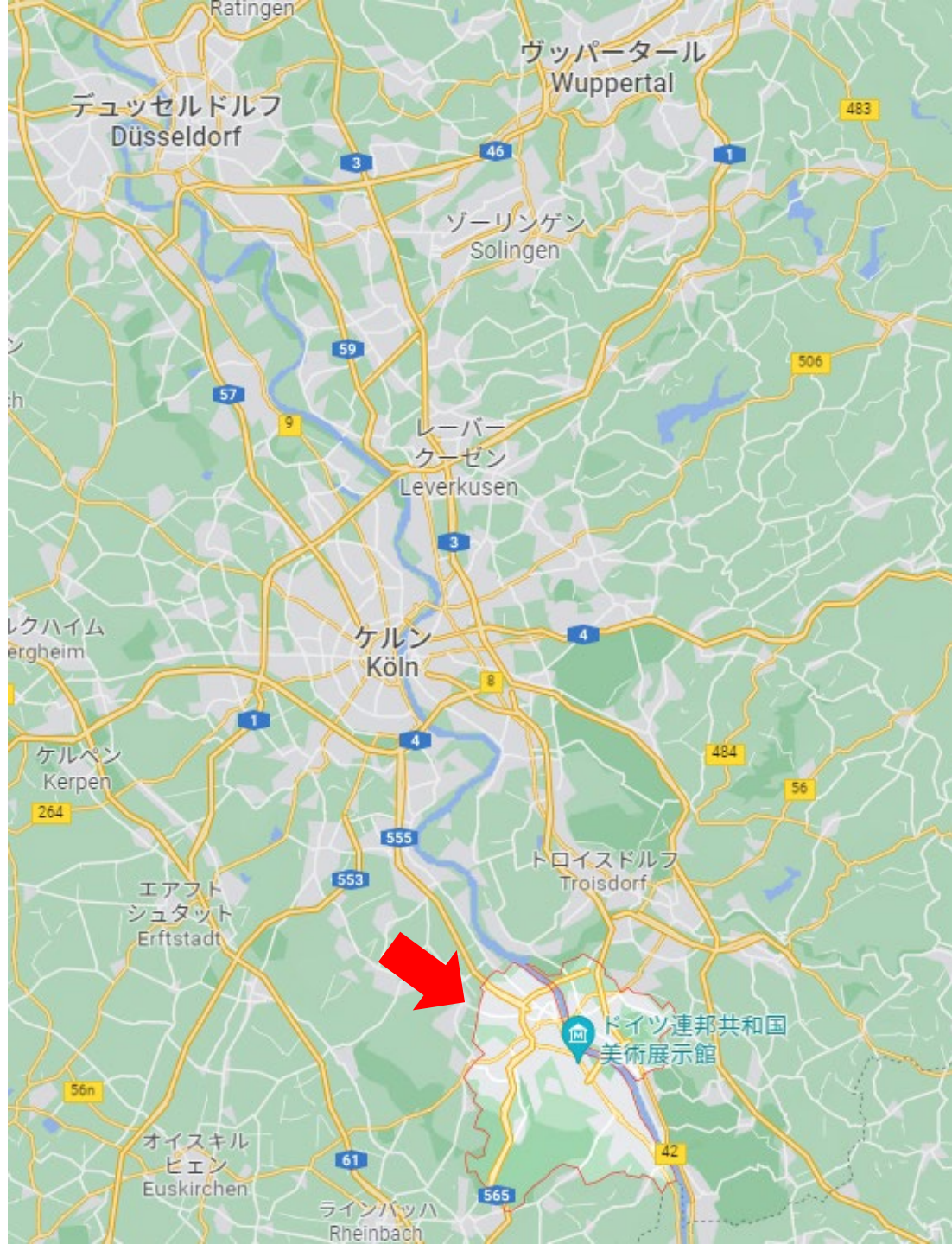
『社会契約論』 桑原武夫 前川貞次郎 訳 岩波書店

第2部 PZ事例「ボン市におけるスイミング施設の配置計画」

ボン市について

ノルトライン・ヴェストファーレン州の首都。
人口規模はドイツ最大規模の約33万人。

分断時代の1949年から1990年まで
西ドイツの首都。
ドイツ再統一後も首都機能を分担する。



ボン市のスイミング施設をめぐる議論

市長、議会が①②④⑤を廃止し、ドッテンドルフに大規模な新施設計画（建設費は約80億円）



- ① ボイエラーブット (1969)
 - ② フランケンバート (1963)
 - ③ ハルトベルクバート (1970)
 - ④ トラグルフタール・フリースドルフ (1961)
 - ⑤ クルフルステンバート (1964)
 - ドッテンドルフ新施設計画地
- () 建設年度



⑤クルフルステンバート
〈写真〉 General Anzeiger (2020)

ドッテンドルフWaterLand計画

市長（CDU＝キリスト教民主同盟）と議会多数派（CDU、FDP（自民党）、GRÜNE（緑の党）が推進。 SPD（社会民主党）、DIE Linke（左翼党）など旧施設のリフォームを主張。

フィットネスプール、子供用エリア
ウォータースライダー、サウナなど
健康に配慮したエリア、
競技用プールなど用途に合わせて
3つのエリアに分かれている。



P Zに至る経緯

- 2016年9月 ボン市議会がクルフルステンバートの即時閉鎖、
フランケンバートの期日未定の閉鎖を発表
- 2017年4月 **ボン市政はじまって以来初の住民投票実施。**
「クルフルステンバートは保存され、改修され、再び利用されるべきか？」
反対50,072（51,6%）が賛成46,888（得票率48,4%）を上回り
クルフルステンバートの廃止が決まる。 投票率39.3%。
- 2017年6月 市民グループが住民投票の無効をケルン行政裁判所に提訴（2019年7月棄却）
- 2018年3月 裁判所が市が住民投票前に出した情報（旧施設リフォームVS新施設建設のコスト比較）
に恣意的な誤りがあったと指摘
- 2018年8月 2度目の住民投票実施。
「ボン市ドッテンドルフでの新しいプールの建設を中止すべきか？」
賛成54,932（51,9%）が反対50,883（48,0%）を上回り
新施設の建設が凍結。 投票率42.8%
- 2018年9月 議会がプラーヌクスツェレの実施を決定

本事例に着目した理由

- ① 市民と議会の意見のちがいが鮮明、複雑な経緯をもつ係争的事例
(集計民主主義と熟議民主主義の関係を考えるうえで興味深い事例)
- ② 個別具体的なテーマのため「市民鑑定書」が政策に与えた影響を検証しやすい
- ③ 現在進行形のP Zを扱うことで最新の運営手法を報告できる

調査方法

P Zを運営したgfb (Gesellschaft für Bürgergutachten:市民鑑定のためのコンサルタント会社) およびブッパータール大学の「民主主義および市民参加研究所」に事前に許可を得て、参加市民とともに9月9日～12日まで4日間のP Zに列席、参与観察を実施。

参加者の選出方法

ボン市（人口約32万）は有権者（年齢14歳～、市内居住者）の999人を住民基本台帳から無作為抽出して参加を打診



130人が参加の意向を市に返信



PZには14歳から89歳までの92名が参加

参加者報酬

50€（約6,000円）／1日

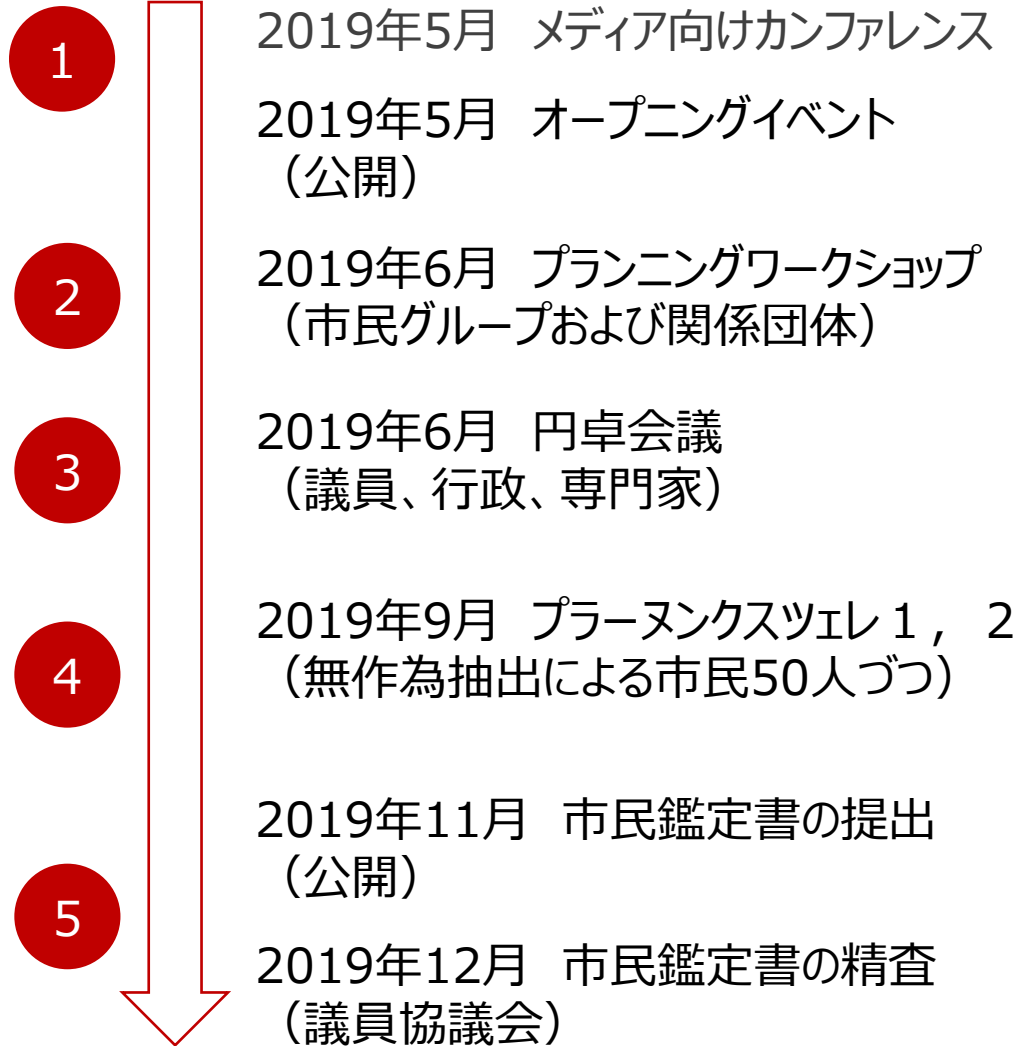
教育研修休暇

自己啓発のための有給休暇を年に5日とれる。11州で制度化（バイエルン州、ザクセン州を除く）
PZへの参加は「政治上的教育」に相当するためこの制度の利用が可能。

ボン市のPZ実施コスト

約300,000€（約36,000,000円）

PZの5段階のフェーズ



プロセスに1年近くの時間をかける

P Z 4日間の時間割

参加者は4日間で16コマのワークユニットに参加する

2019年

時間	9/9日(月)	9/10(火)	9/11(水)	9/12(木)
8:00~9:30	AE01 イントロダクション	AE05 市内プールの現地見学	AE09 ハルトベルクバート施設の リノベーション	AE13 スイミング施設の運営会社
10:00~10:30	AE02 ボン市内スイミング施設の 概要と場所	AE06 プールの現地見学報告、 比較検討	AE10 サービスの分配・利用時間	AE14 ボンのスイミング施設 ① (ロケーションと基本的提言 のプレゼンテーション)
11:30~12:30	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
12:30~14:00	AE03 リノベーションと デザイン評価	AE07 プール利用者の意見 ① (スイミングクラブおよび 学校関係者)	AE11 オープンな話し合い・ 議員への質問準備	AE15 ボンのスイミング施設 ② (ロケーションと基本的提言 のプレゼンテーション)
14:30~16:00	AE04 プールの利用計画の コンセプトとビジョン	AE08 プール利用者の意見 ② (市民と利害関係者)	AE12 市議会議員(7党の代表 者)へのヒアリングと 質疑応答 ※16:30まで	AE16 最終結果・アンケート記入 ①本PZへの評価 ②参加者の属性

AE = ワークユニット ※PZ1,2とPZ3,4は2週連続で同じプログラムで実施される。

初日の朝、会場入り口には席札と名札が用意されている。これを受け取って議場入り。



会場となったボン市科学センターの会議場。
初回のガイダンスでは**タブレットの操作方法**や**S N Sでの発信**をはじめとした注意事項を受ける。



「進行役」のMark Schwalm氏(gfb)



情報提供という点で、どのP Zにも同じ質と量の公平なレクチャーがおこなわれ、機能、デザイン、アクセス、教育などの専門家が多角的な見地で情報を提供する。



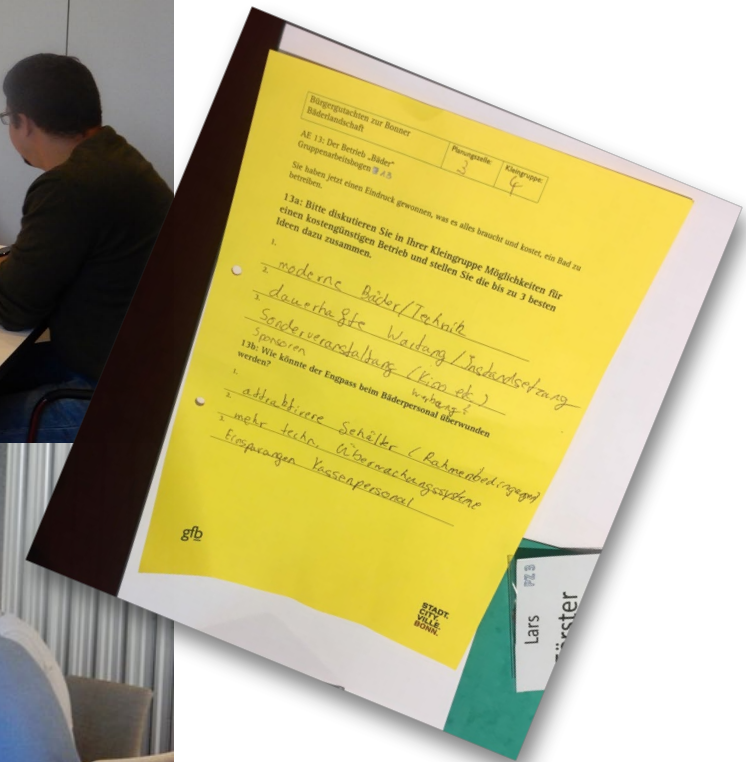
小グループの無作為抽出

小グループのメンバーは**エクセルのランダムサンプリング**で決まる。
このグループごとに別室で、与えられた課題について話し合う。



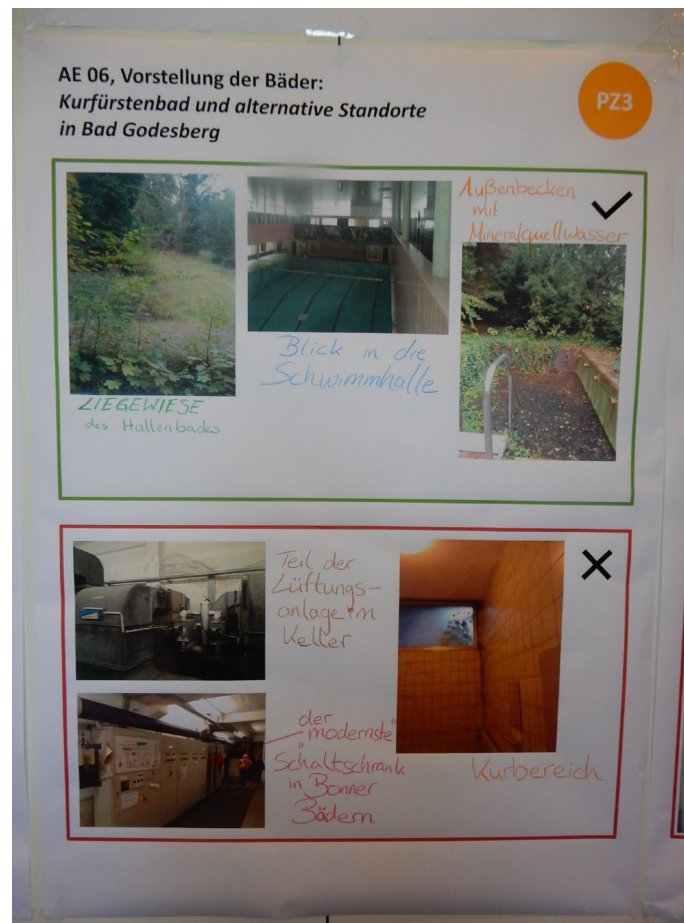
	C	D	E	F
1				
2	KLEINGRUPPE 1	KLEINGRUPPE 2	KLEINGRUPPE 3	KLEINGRUPPE 4
3	Herr Förster	Frau Feddeck	Herr Kanig	Frau Spitta
4	Frau Freiwald	Herr Goebel	Herr Wößner	Herr Romashkin
5	Herr Engel	Frau Heß	Herr Bukar	Frau Dappert
6	Herr Sheikho	Frau Richter	Herr Speidel	Frau Baghiyeva
7	Frau Wedel	Herr Bröcker	Frau Haverkamp	Frau Görnert
8	Frau Krämling			

小グループ（Kleingruppe）に分けて議論。
イエローの用紙に、与えられた質問に対するグループとしての結論を書記が記して回収されます。
これをランダムに決められたグループで繰り返していきます。



抽籤で前日に小グループにわかれた現地見学が行われる。

次の時限で、施設の良いところ悪いところをポスター形式にまとめプレゼンテーション、参加者全員と共有する。



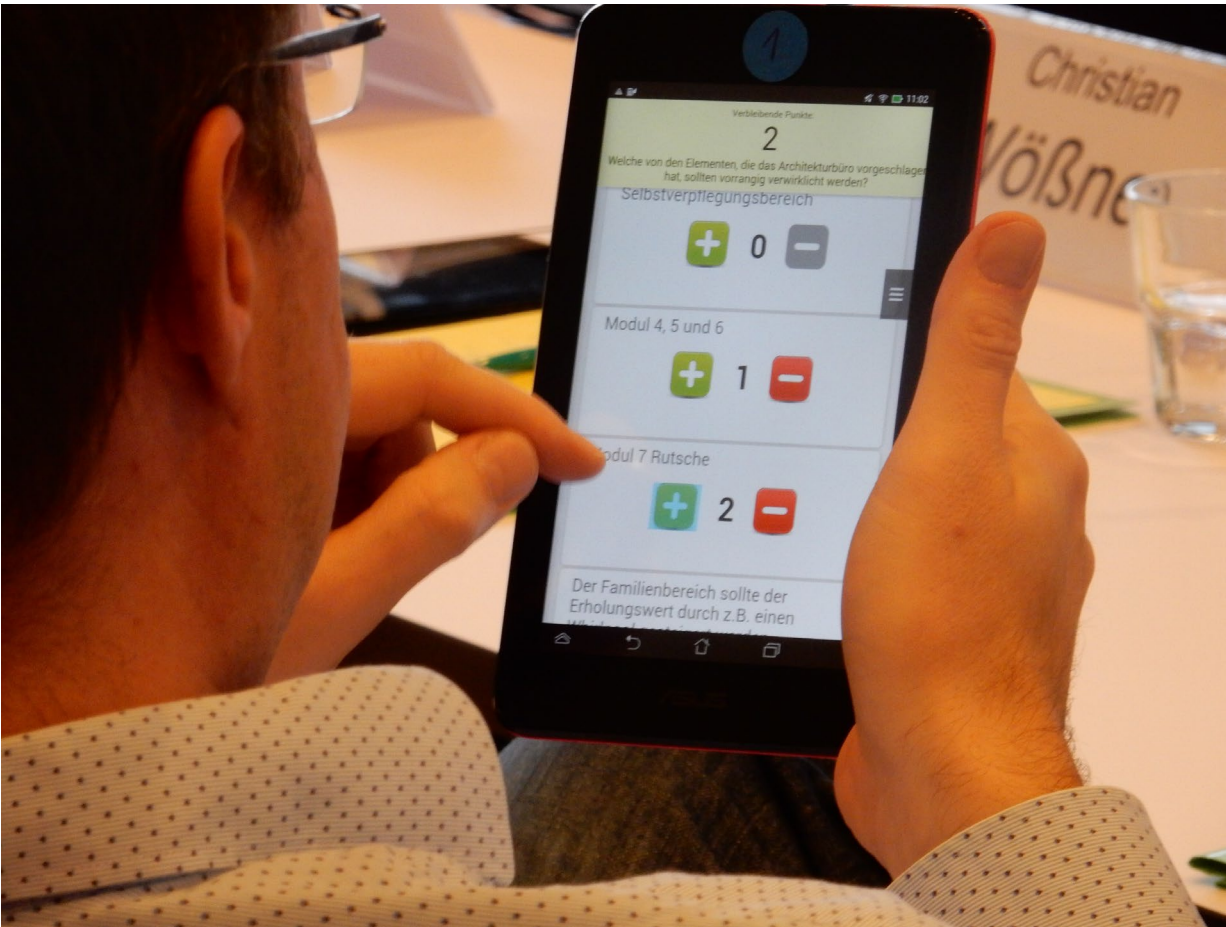
それぞれの地区の利用者団体代表の意見を聴く。



投票はタブレットで行われる（かつては模造紙にシール）。

YES／NOではなく課題の優先度をポイントで評価（重みづけ）を行います。

累計ポイントがバックヤードで集計され、結果は大判プリンターで印刷されます。



議論過程の「見える化」

議論の過程と投票結果は会場につぎつぎと貼られていく。
これまでの議論を反芻しながら次の過程へと進む。



AE11

自由な話し合い

グループ分けの無い討議。年齢や由来に関係なく一個人として対等に議論する。



AE12 市議会議員の見解、質疑応答

3日目のクライマックス。

市議会7党の議員が党を代表してプール計画に対する見解を述べる。

かつては90分だったが120分に延長された。



結論を志願者によるグループが発表しあう。





AE15 最終確認

書面化に向けスタッフがP Zの結論を整理してタイピングする。
参加者は正確に反映されているかどうかをチェックする。
同じ時間に、P Zごとに2名、市民鑑定書の編集立会人が選出される。
最後まで市民参加プロセスの透明性が確保されている。



ボン市内のスイミング施設配置は以下の方針と綱領によること

原則と綱領		ポイント ()は主な内訳
1	プールの非集中化	115
	一か所に集中しないこと／距離が近いこと(すべてのボン市民にとって行きやすいこと)、そして室内プールに関しては機能的であること	(39)
	ボイエラーブットとクルフルステンパートは現存する場所に保存され建て替えるにしても場所は守られるべきこと	(19)
	すべての屋外プールは保存されるべきこと	(18)
2	スイミング施設の特徴化	86
	ボン市は家族や愛好家のためのプールをすべてのボン市民に提供する(改修されたハルトベルグパートのように)	(36)
	室内プールがそれぞれの地区にあり、利用者の特性にあわせて特徴をもっていること。例えばハルトベルグパートなら家族、ボイエラーブットなら学校の水泳授業やスイミングクラブ、フランケンパートは競泳、パート・ゴードスベルクは健康とフィットネスのように	(23)
	北部にあるスポーツパークに一般向けのプールと競泳用プールを増設すること	(9)
3	プールの場所と利用時間を増やす	63
	スイミングクラブや一般市民、学生たちにもっと泳ぐ場所を	(36)
	学校の水泳授業についてももっと考慮されるべき。例えば学校からの近さと利用時間	(22)
4	スイミング施設の設備	47
	ウォータースライダー、健康、スポーツなど地区ごとの室内プールが魅力的な設備を備えていること	(16)
	家族の需要を増やす。とくに幼児に配慮したプールは市内に一つは必要	(13)
	25メートルプールや、多目的プール、障害者 エリアなどが標準的に備わっていること	(13)
5	リフォーム	34
	省エネルギーシステム、技術的先進性	(16)
	ハルトベルグバードの改修と並行してパート・ゴードスベルクにも室内プールの改修工事が必要	(6)
6	営業時間	31
	夜間の利用需要に対して営業時間を延長すべき	(15)
7	ゴードスベルク地区に室内プールを	26
	ゴードスベルク地区は地域のための室内プールを必要としている	(9)
8	さまざまな利用方法	11
	プールをカルチャー施設としても利用(営業時間外にイベント会場として)	(6)
9	市民のプール	14
	1つか2つの室外プールは公営プールとして運営される	(6)
10	利用料金	9
	納得のいく庶民的な料金	(7)

「ボン市民のスイミング施設配置計画についての市民鑑定書」 (131P)



【参考】

<https://www.bonn-macht-mit.de/dialoge/b%C3%BCrgerbeteiligung-zur-bonner-b%C3%A4derlandschaft>

ボン市の市民参加ホームページ “BONN MACHT MIT!”からD L できる

STADT.
CITY.
VILLE.
BONN.

BONN MACHT MIT!
Das Portal für Bürgerbeteiligung in Bonn

START LEITLINIEN VORHABENLISTE BETEILIGUNGSVERFAHREN VERANSTALTUNGEN INFORMATIONEN

Suche

Startseite > Dialoge > Bürgerbeteiligung zur Bonner Bäderlandschaft

Bürgerbeteiligung zur Bonner Bäderlandschaft

Hier finden Sie alle Informationen rund um die Bürgerbeteiligung zur Gestaltung der Bonner Bäderlandschaft.



Giacomo Zucca / Bonn

INFORMATIONEN DIALOG

Informationen



Bürgergutachten zur Bonner Bäderlandschaft

Das Bürgergutachten zur Bonner Bäderlandschaft ist da

Das Bürgergutachten zur Bonner Bäderlandschaft liegt nun vor. Herr Oberbürgermeister Ashok Sridharan hat das Gutachten in einer öffentlichen Veranstaltung am 21. November von dem ältesten und dem jüngsten Mitglied der Planungszellen entgegengenommen.

Links

-  Mehr zu den Bonner Bädern auf www.bonn.de
-  Sendebeitrag des WDR zur Auftaktveranstaltung vom 15.05.2019

Downloads

-  Bürgergutachten zur Bonner Bäderlandschaft
-  Ergebnisse der Planungswerkstatt
-  Übersicht der Online-Beiträge
-  Ergebnisse der eingegangenen Postkarten

本調査で得られた知見

① 両者の食い違いが鮮明、複雑な経緯をもつ係争的事例 について実施される

→二度の住民投票が熟議の起点となり熟議民主主義の実践モデルP Zに課題解決が引き継がれた。
二者択一には限界はあるが、熟議のきっかけをつくった住民投票の果たした役割は大きい。

② 個別具体的なテーマのため、市民鑑定書が政策に与えた影響を検証しやすい

→コロナを理由に議会推進派のC D U、F D Pは結論を先延ばしに（GRÜNEは連合を離脱）
政策にどの程度反映されるかという課題は残された課題となった。（解決済み）

③ ドイツにおける現在進行形のP Zを扱うことで比較的新しいの運営手法を報告できる

→参加資格年齢の引き下げ（16歳→14歳へ）

→時代に合わせた進化

・DXによる迅速化、正確化、見える化 ・市民鑑定書をP D Fで公開

→市議との討論時間の延長（90分→120分へ）

【参考】

福地健治（2020）「ドイツにおける住民投票とプランungskスツェレの現在一ボン市のスイミング施設の全体計画をめぐる議論を事例として」
<https://doi.org/10.11361/journalcpj.55.1378>

市民鑑定書の効力

PZが提出した「市民鑑定書」はコロナ下のもとで議会運営も滞り、1年近く棚上げされていた。

しかしGRÜNEは「市民鑑定書」の結果を尊重してCDU、FDPとの連合を離脱。

旧施設のリフォームを支持する側に回った。

CDUとFDPは態度を変えなかったが、つづく市長選でウォーターランド計画を推進した

CDUのスリダラン市長がGRÜNEの候補に敗れる。

敗北の一因は、ウォーターランド計画をめぐる問題で信頼を損ねた点にあった。

旧施設のすべてがリノベーションによって今ある場所で存続されることが決まった。

「市民鑑定書」が果たした役割は市政にとって大きいものだったといえるであろう。

正当性あるPZを実現するためには

解決が必要な、真剣な課題。

議会で必ず政策に活かす。

たとえば課題は「野菜が売れない」とか身近な課題から、と思います。

ただ、パフォーマンスであってはいけません。

無作為抽出によって参加した市民の議論の過程が記録されていなければなりません。

さらに、それを記録した「市民鑑定書」の制作を全市民に公開。

市民と小平市の奮闘を記録しましょう。

WEB公開（できれば「市民参加特設サイト」の設営）もすべきでしょう。

中期市民参加計画の一環として継続。

一度きりのパフォーマンスで終わることなく、毎年継続できる市政へ。
都内で実質的な市民参加の向上を目指して、中期市民参加計画を策定し、
実現に向けて毎年実績を積み重ねていけたら、すごいなぁと思います。

PDCA→小平モデルの創出。

．．．

第3部 日本の住民投票事例について (最近の国内の事例をもとに)

長崎市住民投票条例 「ハードルが高い」 市民団体が声明

米田悠一郎 2021年10月14日 9時30分

シェア ツイート B!ブックマーク メール 印刷



記者会見した市民団体の代表ら＝2021年10月13日午前10時59分、長崎市桜町、米田悠一郎撮影

来年4月1日施行の 長崎市 の常設型 住民投票 条例について、複数の市民団体が13日、発議要件や成立要件の「ハードルが高い」として改正を求める共同声明を発表した。今後、田上富久 市長や 長崎市 議会に対し、申し入れる予定。

9月議会で成立した条例は、満18歳以上の全市民のうち6分の1以上の署名が集まれば、市議会の議決なしで投票にかけられるが、投票率 が50%以上でないと成立せず、開票もされない。市は投票成立の要件をつけずに条例案を出したが、市議会では「市民の関心の高さを確かめる必要がある」として、修正された。

これを受け、2016～18年に 住民投票 条例の制定を求める請求に関わった複数の団体が声明を発表。発議要件を6分の1から20分の1にしたり、投票成立の要件をなくしたりするよう求めている。会見をした一人の鮫島和夫さん（74）は「市民の声を聞く民主主義の根幹に関わる。（19年の）市長選の 投票率 も50%に届いていない」と話した。（米田悠一郎）

常設型（実施必至型）で署名数が6分の1かつ成立要件「50%条項」を定める主な自治体

群馬県桐生市（11.5）人口 約省略 単位：万人

山口県岩国市（13.7）

埼玉県坂戸市（10.17）

静岡県南伊豆町（0.82）

山口県山陽小野田市（6）

愛知県一色町（2.8）

石川県輪島市（2.8）

北栄町（1.5）

北海道芦別市（1.4）

北海道北広島市（5.8）

岩手県滝沢市（5.5）

岩手県奥州市（11.9）

川口市（57.8）

- ・
- ・
- ・

長崎市（42）

これまでに実施された産廃をめぐる住民投票の概要

	投票実施日	実施自治体	提案主体	住民投票条例	成立要件	有権者数	投票率(%)	投票結果(%)	投票後の経緯
1	1997年6月	岐阜県御嵩町	市民(直接請求)	個別型	なし	14,877	87.50	反対 79.7	白紙撤回
2	1997年11月	宮崎県小林市	市民(直接請求)	個別型	なし	31,530	75.90	反対 58.7	建設
3	1998年2月	岡山県吉永町	市民(直接請求)	個別型	なし	4,203	91.70	反対 98.0	白紙撤回
4	1998年6月	宮城県白石市	市長	個別型	なし	32,121	71.00	反対 94.4	白紙撤回
5	1998年8月	千葉県海上町	町長	個別型	なし	8,468	87.30	反対97.6	建設
6	2003年10月	高知県日高村	議会	個別型	なし	5,158	79.80	賛成 60.0	建設
7	2017年2月	石川県輪島市	市民(直接請求)	常設型	有権者の50%以上の投票	24,602	42.02	非開票	建設
8	2019年12月	静岡県御前崎市	市民(直接請求)	個別型	なし	26,656	60.81	反対90.2%	白紙撤回



【御礼と感謝】

小平市教育委員会のみなさま

小平市職員のみなさま

小平市民のみなさま

「わたしたちのまちのつくり方」のみなさま